

令和2年11月18日（水）
都市経営戦略会議

市民の日の制定について

都市戦略本部 都市経営戦略部

～検討事項～

1 市民の日の期日、名称

2 市民の日の目的

3 市民の日を記念するための取組

4 法規上の位置づけ

令和3年度に迎える市制施行20周年での「さいたま市民の日の条例」制定について、審議をお願いするもの。

～審議事項～

1 さいたま市民の日条例(案)について

- ・各条文案について

2 パブリック・コメントの実施について

- ・その目的等について

（趣旨）

第1条 市民が、郷土である本市の歴史や文化に親しみ、
市民としての一体感とまちづくりに自ら参画する意識を高め、
魅力ある本市を将来にわたって創っていくことを期する一日として、
さいたま市民の日（以下「市民の日」という。）を設ける。

（市民の日）

第2条 市民の日は、**5月1日**とする。

○ **5月1日**について

「5月1日」は、平成13年にさいたま市制がスタートした期日であり、全てのさいたま市民が共有すべき、市政の歴史上、最も重要な日である。

このため、市民が記念し、さらなる一体感の醸成を深める一日として、最もふさわしいこの日を、さいたま市民の日とする。

（市の取組）

第3条 市は、使用料の減免その他第1条の趣旨に

ふさわしい取組を行うものとする。

○ **ふさわしい取組**について

公共施設の無料開放、冠事業や各種イベント、周知・広報等を想定。

（使用料の減免）

第4条 市民の日には、市の設置した公の施設の使用料で

別に市長が指定するものについては、当該公の施設の使用料を

定めた条例の規定にかかわらず、これを減免する。

○施設選定の考え方

- ・ 市民の日の趣旨に合致
- ・ 平時は入館料がある
- ・ 不特定多数の市民が予約なしで利用可能

文化芸術施設、スポーツ施設など

（市民等の協力）

第5条 市は、ひろく市民及び団体に対し、第1条の趣旨に
ふさわしい催し等について協力を求めるものとする。

＜埼玉県の例＞

- ・遊園地、水族館等の入園料無料サービス
または割引
- ・鉄道会社での県民の日記念フリー乗車券販売

○ 目的

「さいたま市民の日条例」の内容を周知し、市民から意見をいただく。

○ 内容

条例文案

○ 時期

12月半ば～1月半ば(約30日間)

12月定例会における委員会報告後、速やかに行う。

3 今後のスケジュール

	市民の日	市民憲章(参考)
10月	庁内PT①10.27	市民憲章審議会にて審議
11月	庁内PT②11.10 戦略会議付議	
12月	12月定例会 市民の日制定に関する報告	
1月	↓ パブリック・コメント	答申手交
2月	2月定例会 市民の日条例提案	2月定例会 憲章案報告
3月	条例制定	
4月	↓ 周知・PR期間	
5月	市民の日(5月1日)	↓ パブリック・コメント